

開議の宣告

田中敏雄 議長 ただいまから本日の会議を開きます。

承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第1、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第1号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 おはようございます。

ただいま議題となりました承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、10月1日横手市が設置されたことに伴い、設置時から新市の業務に必要なもの及び合併協議で設置時に専決処分し対応することで合意したものが主な内容であります。

地方自治法179条第1項に基づき、10月1日以前市長職の執行者が専決処分し、即日告示して市政運営がストップしないよう進めてきたものでありまして、同法179条第3項に基づき、本議会の承認を得ようとするものであります。

内容についてご説明申し上げますので、3枚目の別紙をお開き願いたいと思えます。

まず、条例第1号、横手市役所の位置を定める条例及び条例第2号、横手市の休日を守る条例であります。これは例規集の第1編総規、第1章市政の欄に入るものであります。

続きまして、条例第3号、横手市公告式条例は、第1編第2章公告式の項に入る条例であります。

次に、条例第4号、政治倫理の確立のための横手市長の資産等の公開に関する条例につきましては、第4章の政治倫理の項に掲載する条例であります。

次に、条例第5号、横手市議会定例会の回数を定める条例であります。これにつきましては、第2編議会選挙監査の第1章議会の項に記載される条例であります。定例会の回数は年4回と定めております。

続きまして、条例第6号、横手市の議会議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例から条例第8号、横手市選挙公報発行条例までの3件は、第2章の選挙の項に書かれるものであります。この条例に基づきまして、10月23日、市長及び市議会議員の選挙を執行いたしました。

続きまして、条例第9号、横手市監査委員に関する条例は、第2編の第3章監査の項に記載される条

例であります。

次に、条例第10号、横手市行政組織条例から条例第18号、横手市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例までの計9本は、第3編行政通則、第1章組織庶務の欄に記載される条例であります。行政組織条例では、市長部局に6部、8地域局を置くことを定めております。

条例第11号の地域自治区設置に関する協議の一部を改正する条例であります。地域自治区の設置に関する協議は既に8市町村の議会の議決を経て告示されておりますが、その中で、地域協議会の名称と十文字地域局に西出張所を置くことについて専決処分したものであります。

次に、条例第19号、横手市住居表示審議会条例から条例第22号、横手市認可地縁団体印鑑条例までの4件につきましては、第3編第3章住民、印鑑の欄に記載される条例であります。

次に、条例第23号、横手市情報公開条例から条例第26号、横手市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例までの4本は、第3編第5章情報管理の項に記載される条例であります。この中で、条例第25号の鉄塔の関係であります。山内に2基設置しております。

続きまして、条例第27号、横手市横手総合交流促進施設設置条例から次のページの条例第39号、横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村及び大雄村の合併に伴い失効することとなる平鹿町定住促進条例及び山内村転住者奨励金条例の経過措置を定める条例までの計13本は、第3編第6章地域振興の項に掲載される条例であります。この条例の主なものは、施設の設置に係る内容となっております。

続きまして、条例第40号、横手市公平委員会設置条例につきましては、第4編の人事、第1章公平委員会の項に掲載される条例であります。公平委員会につきましては、県内で現在秋田市と能代市に設置されております。今回、横手市が3番目の設置ということになります。

続きまして、条例第41号、横手市助役の定数に関する条例及び第42号、横手市職員定数条例につきましては、第4編の第2章定数・任用の項に掲載される条例であります。

続きまして、条例第43号、横手市職員の分限に関する手續及び効果に関する条例から第46号、横手市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例までの計4本につきましては、第4編第3章分限・懲戒の項に掲載される条例であります。

続きまして、条例第47号、横手市職員の服務の宣誓に関する条例から第51号、横手市職員の育児休業等に関する条例までの5本につきましては、第4編第4章服務の項に掲載される条例であります。

続きまして、条例第52号、横手市公益法人等への職員の派遣等に関する条例につきましては、第4編第7章派遣の項に掲載される条例であります。

続きまして、条例第53号、横手市職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例につきましては、第4編第8章職員団体の項に掲載される条例であります。

続きまして、条例第54号、横手市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例から第58号、横手市特別職報酬等審議会条例までの計5本につきましては、第5編給与、第1章報酬・費用弁償の項に掲載さ

れる条例であります。

続きまして、条例第59号、横手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例から、次のページの条例第62号、横手市技能労務職員等の給与の種類及び基準を定める条例までの計4本につきましては、第5編第2章給料の項に掲載される条例であります。

続きまして、条例第63号、横手市職員の特殊勤務手当に関する条例は、第5編第3章諸手当の項に掲載される条例であります。

条例第64号、横手市職員等の旅費に関する条例につきましては、第5編第4章旅費の項に掲載される条例であります。

条例第65号、横手市財政報告書の作成及び公表に関する条例及び条例第66号、横手市特別会計条例の2本につきましては、第6編財務、第1章予算・会計の項に掲載される条例であります。

続きまして、横手市条例第67号、横手市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例から条例第85号、横手市肉用牛特別導入事業基金条例までの計19本につきましては、第6編第2章契約・財産の項に掲載される条例であります。この中で、17本につきましては基金に関する条例であります。

続きまして、条例第86号、横手市市税賦課徴収条例から条例第90号、横手市固定資産評価審査委員会条例の5本につきましては、第6編、第3章市税の項に掲載される条例であります。この中で、第87号の入湯税の件ではありますが、宿泊者は150円、日帰りは100円、12歳未満はなしというふうになっております。また、固定資産評価委員会につきましては、昨日8名の委員を同意いただきました。

続きまして、条例第91号、横手市行政財産使用料条例から第94号、横手市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例までの4本につきましては、第6編第4章税外収入の項に掲載される条例であります。

続きまして、条例第95号、横手市福祉事務所設置条例から、次のページの条例第146号、横手市知的障害者授産施設設置条例までの52本中、第130号、横手市大雄館合財産区管理会条例を除く51本につきましては、第7編厚生、第1章社会福祉の項に掲載される条例でありまして、主な内容は、温泉関連施設に関する条例、地域福祉関連の条例、保育所に関する条例、子育て支援に関する条例、高齢者支援に関する条例、知的障害者支援に関する条例が内容となっております。

続きまして、条例第147号、横手市保健センター設置条例から、次のページの横手市条例第168号、横手市軽井沢墓地条例までにつきましては、第7編第2章保健衛生の項に掲載される条例でありまして、主なものとしては、診療所に係る条例、廃棄物処理に関連した条例、斎場の条例、公園の条例がその内容となっております。

続きまして、条例第169号、横手市環境保全条例につきましては、第7編第3章環境保全の項に掲載される条例であります。

条例第170号、横手市国民健康保険条例及び条例第171号、横手市国民健康保険税条例の2本につきま

しては、第7編第4章国民健康保険の項に掲載される条例であります。

続きまして、条例第172号、横手市介護保険条例から第174号、横手市介護認定審査会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例までの3本につきましては、第7編第5章介護保険の項に掲載される条例であります。

続きまして、条例第175号、横手市交通指導員設置条例から第177号、横手市交通安全対策協議会条例までの3本につきましては、第7編第6章交通安全等の項に掲載される条例であります。この中で、交通指導員につきましては定数が108人、防犯指導員につきましては59人と定めております。

続きまして、条例第178号、横手市女性センター条例から第181号、横手市十文字共同福祉センター設置条例までの4本につきましては、第7編第7章労働の項に掲載される条例であります。

続きまして、条例第182号、横手市企業振興条例から条例第196号、横手市増田地域間交流拠点施設設置条例までの15本につきましては、第8編産業、第1章商工観光の項に掲載される条例でありまして、主に施設設置関連について定めております。

続きまして、条例第197号、横手市農業委員会の選挙による委員の定数条例から、次の次のページになります条例第249号、横手市牧野使用料徴収条例までの53本につきましては、第8編第2章農林の項に掲載される条例でありまして、主な内容は、農業委員会、農業、林業に関する条例であります。農業委員会の選挙による委員の定数につきましては40人と定めております。

この中で場所がどこにあるのかわかりにくいのがありますので、ご説明申し上げますが、条例第212号、横手市集落多目的共同利用施設設置に関する条例がありますが、これにつきましては、横手市内に18カ所の施設がございます。それから、その下の有機センターの設置条例、有機センターにつきましては、横手市内に3カ所ございます。それから、そのすぐ下の農村公園等の設置条例がありますが、農村公園は横手市内に44カ所設置されております。それから下の方にまいりまして、条例第229号の集落排水施設であります。これについては浄化センターが市内に8カ所あります。1つ飛びまして、地域種苗センターであります。これは市内に3カ所ございます。それから、その下の農林産物加工施設であります。これは市内に5カ所ございます。その下の農林水産物直売・食材供給施設につきましては、市内に2カ所設置されております。

続きまして、条例第250号、横手市道路占用等に関する条例及び第251号、横手市自転車駐車場条例の2本につきましては、第9編建設、第1章土木の項に掲載される条例でありまして、自転車の駐車場は市内に3カ所ございます。

続きまして、条例第252号、横手市建築協定条例から第259号、横手市災害危険区域に関する条例までの8本につきましては、第9編第2章建築・住宅の項に掲載されておりまして、この中の主なものは、市営住宅等の設置条例であります。この中で特徴的なものは、第258号、横手市若者定住促進住宅貸付譲渡条例というのがありまして、これは従来の大森町でやっておりましたが、貸し付けして、貸し付け条件を満足させた場合には、最後に譲渡するというふうな条例であります。

続きまして、条例第260号、横手市都市計画審議会条例から条例第268号、横手市立公園条例までの9本につきましては、第9編第3章都市計画の項に掲載される条例でありまして、区画整理及び公園について定めております。都市公園につきましては市内に6カ所、市立公園につきましては17カ所ございます。

続きまして、条例第269号、横手市下水道条例から第271号、横手市都市下水路条例までの3本につきましては、9編第4章下水道の項に掲載される条例であります。

続きまして、条例第272号、横手市防災会議条例から、次のページの条例第279号、横手市水防協議会条例までの8本につきましては、第10編防災・消防、第1章災害対策の項に掲載される条例であります。この中で、274号の防災センターであります。市内に3カ所ございます。

続きまして、条例第280号、横手市消防本部及び消防署設置条例から第286号、横手市コミュニティ消防センター設置条例までの7本につきましては、第10編第2章消防の項に掲載されるものでありまして、消防本部及び団の設置について定めております。その中で283号、横手市消防団の項であります。消防団は8消防団を置くということになっています。関連する規則で、8消防団の団長による連絡協議会を設置することとなっております。

続きまして、条例第287号、横手市教育センター設置条例及び第288号、横手市生涯学習センター設置条例につきましては、第11編教育の第1章教育委員会の項に掲載される条例であります。なお、生涯学習センターにつきましては、市内8カ所あります。

続きまして、条例第289号、横手市奨学金貸付条例から第291号、横手市学校給食センター設置条例までの3本につきましては、第11編第2章学校教育の項に掲載される条例であります。第290号の市立の学校であります。小学校26校、中学校12校となっております。学校給食センターは8カ所あります。

続きまして、条例第292号、横手市社会教育委員に関する条例から第307号、横手市雄物川民家苑木戸五郎兵衛村設置条例までは、第11編第3章社会教育の項に掲載される条例であります。主な内容は、公民館関連、図書館関係、芸術文化関連であります。この中で、公民館につきましては市内に28館ございます。それから、図書館につきましては市内8カ所にありまして、雄物川図書館に中央図書館機能を置くこととなっております。

続きまして、条例第308号、横手市スポーツ審議会条例から次のページの第311号、横手市十文字B & G海洋センター設置条例までの4本につきましては、第11編第4章社会体育の項に掲載される条例であります。第309号の社会体育施設であります。体育館、野球場、陸上競技場、テニスコート、スキー場など計45カ所の施設が市内にあります。

続きまして、条例第312号、横手市水道事業の設置に関する条例から第316号、横手市簡易水道事業給水条例までの5本につきましては、第12編公営企業、第2章水道事業に掲載される条例であります。

続きまして、条例第317号、横手市病院事業の設置等に関する条例から第320号、横手市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例までの4本につきましては、第12編第3章病院事業の項に掲載され

る条例であります。この中で、横手の市立病院は、横手病院と大森病院の2カ所ということになっております。

続きまして、条例第325号、横手市横手町四町財産区管理会条例から第329号、横手市雄物川町館合財産区管理会条例、加えまして先ほどの条例第130号につきましてはこの財産区の関係でありますので、条例第130号、横手市大雄館合財産区管理会条例までの6本につきましては、第13編財産区の項に掲載される条例であります。

以上、概略説明申し上げました。ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。17番菅原恵悦議員。

17番（菅原恵悦議員） 今、説明を受けましたけれども、この承認第1号の別紙の横手市条例第7号、これについてちょっとお聞きをしたいと思います。

これは終わったばかりなんですけれども、この条例を見てもみると、なかなか私が見たのでは理解しにくい部分があるんですが、大きな紙の方で、私どもが選挙するというふうなときに、いろいろな規律がたくさんある中にこれがあったというふうに記憶をしております。340カ所に設置するポスターあるいは車の燃料代、そのほかいろいろ公費で、こういうものについてはこれだけの経費をかけてもいいですよというようなことで、選挙責任者、私の選挙責任者はここに来て承認を受けていったというような形になるんですけれども、この中で、これをどのような形で書いたもの、例えばポスターであれ、燃料代であれ、私どもが直接もらうのではない、何か業者と契約をして、その中で業者さんがこちらに請求をするというような形のものもありましたので、そこら辺の支払い方法といいますか、それはどのような形で支払っているのか、まだ支払わないとすれば、これからどのような方向で支払っていかれるのか、それをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

田中敏雄 議長 選挙管理委員会事務局長。

鳶屋良一 選挙管理委員会事務局長 このたびポスターの公営関係については直接業者の方へお支払いしております。ポスター、それから自動車の借り上げ、それから運転手、全部業者に支払いします。今月末ごろの予定となっております。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかにございませんか。17番菅原恵悦議員。

17番（菅原恵悦議員） 支払いの方法を今のような形ではなくて、例えば燃料代が幾ら幾らと、あるいはポスター代が幾ら幾らとあるわけなんです。それを私どもが契約した金額で支払っているのか、あるいは実際にかかった金額といいますか、例えば73名も候補者がいたんですから、それぞれ違う部分があるのではないかなと、こう思うので、そこら辺については、例えば一律に契約したとおりですと払っていくのか、あるいは請求書が来て、その請求書を見て審査をしながら、これはこういうことでこのくらいだよ、そういうような支払い、どちらなのか、そこをちょっとお聞きしたいんですけれども。

田中敏雄 議長 選挙管理委員会事務局長。

鳶屋良一 選挙管理委員会事務局長 うちの方で選挙が始まる前に、皆さんに事前審査等におきまして業者との契約に基づいて、それぞれの議員さん方の単価が皆違っております。全部が同じではございません。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第1号を起立により採決いたします。本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第2、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました承認第2号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、新市発足に伴い平成17年度横手市一般会計暫定予算及び平成17年度横手市国民健康保険特別会計暫定予算ほか35件を定めることについて、平成17年10月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

平成17年度の横手市一般会計暫定予算は、旧市町村等の平成17年度予算の未執行額を持ち寄って合算したものを基本として、各旧市町村に計上されておりました特別職の報酬等を減額し、新市の特別職の報酬等を加算するという調整を行い、さらには市長及び市議会議員の設置選挙にかかわる経費等の合併

に伴って必要とされる経費のうち、本予算成立までに必要とされる経費を加えたものから公債費等の経常的経費を差し引いた額を予算化したものであります。

横手市一般会計暫定予算の内容であります。予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

ちょっと薄めの予算書でございます。横手市一般会計暫定予算書、1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条、歳入歳出予算であります。歳入を121億2,129万7,000円、歳出を296億8,781万3,000円に定めたものであります。

第2条、継続費であります。8ページでございますように、旧大森町で設定しておりました川西保育所改築工事について定めております。

第3条、債務負担行為は、9ページから24ページでございますよう旧市町村から引き継いだものをそのまま計上しております。

1ページに戻っていただきまして、第4条、一時借入金ですが、80億円と定めております。

次に、2ページの第5条、歳出予算の流用ですが、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

歳入の内容であります。27ページをお開きいただきたいと思います。

27ページの事項別明細書のとおり市税等の一般財源を計上しております。また、歳出の各款ごとの予算額は、次の28ページのとおりでございます。

次に、平成17年度の横手市国民健康保険特別会計暫定予算ほか35の特別会計暫定予算でございますが、どの会計においても、旧市町村からの未執行額をそのまま引き継いだものでございます。

各特別会計の暫定予算額は、昨日お手元に配付いたしました資料のとおりでございます。また、予算の内容は、別冊のちょっと厚い予算書になりますが、平成17年度横手市特別会計暫定予算書のとおりでございますので、内容の説明は省略させていただきたいと思います。

なお、暫定予算は本予算が成立したときにその効力が失われ、暫定予算に基づく支出は本予算に基づく支出とみなされることになっております。別の表現をいたしますと、暫定予算は本予算が成立いたしますと本予算の中に吸収され、本予算の一部になるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、甚だ簡単ですが、説明を終わりたいと思います。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤光司議員。

16番(齋藤光司議員) 数字とか何かについては異議はないんでありますけれども、内容については今省略をされた。そしてまた、このように膨大な予算書、本来であれば1つの町の、例えば決算委員会あるいは予算委員会等において一つ一つの事業なりを精査しておると。ただ8つが集まってこういう特異な状況でありますから、それについてはわかるんですけども、これを見ても説明の部分で全然わか



らないというものが非常にある。だからこれについて、後で何かしらの説明を求める機会、あるいはしてもらえたい機会が欲しいと思うんですけども、この点についての配慮はあるんでしょうか。そこをお聞きしたいと思います。

田中敏雄 議長 理事。

伊藤喜代美 理事（総合調整担当）兼横手地域局長 ただいまのご質問にお答え申し上げたいと思います。

後日、議長と協議の上、そういう機会を設けるようにいたしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ほかにございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第2号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号は承認することに決定いたしました。

承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第3、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第3号については、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。横手病院事務局長。

菊谷昭信 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました承認第3号平成17年度横手市病院事業会計暫定予算の専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、新市発足に伴う平成17年度横手市病院事業会計暫定予算について、別紙専決第3号のとおり専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき本議会へ報告し、承認を求めようとするものであります。

暫定予算の内容につきましては、お手元に配付いたしております議案並びに説明書のとおりでありま

すので、内容の説明は省略させていただきますが、未執行額の中から、平成17年10月1日から12月31日までの3カ月間にかかわる必要な部分について定めたものであります。暫定予算は本予算成立後、本予算の方に吸収されることとなりますので、一般会計と同様でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第3号を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。

【「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 22番高橋謙議員。

22番（高橋謙議員） ただいま承認第1号から第3号まで審議されたんですけども、承認第1号は起立採決をしました。それで、2号、3号は異議なし採決ということなんですけれども、これは、一貫性がないんですけれども、どういうことなんでしょうか。

田中敏雄 議長 お答えいたします。

一貫性というよりも、質疑をいただいております中で質疑なし、異議なしというふうな形でございましたので、これは起立採決でなくて承認いただけるものというふうに判断したわけでありまして。

高橋謙議員。

22番（高橋謙議員） 1号に関しては起立採決を行った。ですから、2号、3号はなしということなので、これはどういうことなのかということを知っているわけで、それまでも流れはずっと同じなんです。質疑ありませんか、討論ありませんかをやっているんです。それにもかかわらず、採決の方法が違うということを申し上げているんですけども。

田中敏雄 議長 1号承認については条例の関係で、しかも議員報酬の問題、給与関係もございましたので、これらについては起立採決をしたわけでありまして。それで全員の起立にはなりません。2号、3号については、ただいま申し上げたような経過でありましたので、起立採決をとらないで承認をいただいたということになりますので、ご理解いただければと思いますが。

高橋謙議員。

22番（高橋謙議員） 一本化ですとやってほしいということが希望であります。

田中敏雄 議長 そのようにいたしたいと思っております。

承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 それでは、日程第4、承認第4号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました承認第4号専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本案は、新市発足に伴い平成17年度横手市水道事業会計暫定予算について、平成17年10月1日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第3項の規定により本議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

平成17年度横手市水道会計暫定予算は、旧市町村の平成17年度予算の未執行額を持ち寄り合算したものを基本として予算化したものでございます。

暫定予算の内容ですが、予算書の1ページをごらんください。

第1条では、総則を定めております。

第2条では、業務の予定量を定めており、給水戸数は2万3,950戸、期間総給水量は354万2,630立方メートルでございます。1日平均給水量は1万9,465立方メートルを見込んでございます。

主な建設事業といたしましては、横手、増田、平鹿、十文字などの簡易水道再編推進事業や大森浄水場整備事業、さらには配水管布設工事などがございます。

第3条では、収益的収入及び支出であります。収入、第1款水道事業収益は7億6,889万3,000円、支出、第1款水道事業費用は8億5,319万3,000円と定めたものでございます。

次のページにまいりまして、第4条、資本的収入及び支出でございます。収入、第1款資本的収入は17億1,576万5,000円、支出、第1款資本的支出は20億3,519万9,000円に定めております。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額3億1,943万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金と当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんしようとするものでございます。

第5条は、起債の目的や限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めてございます。

第6条は、一時借入金の限度額を7億3,200万円と定めてございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費について定めております。

第8条は、他会計からの補助金額を7,413万5,000円と定めてございます。

第9条では、たな卸資産の購入限度額を定めております。

以上で説明を終わりますが、よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） ただいまの第3条の支出第1款水道事業費用、第3項特別損失356万5,000円が出ていますけれども、これについてご説明をお願いいたします。

田中敏雄 議長 水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいまの質問にお答えいたします。

この特別損失につきましては、不納欠損分を処理することで見込んでおるものでございます。

田中敏雄 議長 16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） 不納欠損の統一した基準が設けられているんですか。8つの地区とか、そういう感じの中で。そういう中で不納欠損をされたと、そういうことですか。

田中敏雄 議長 水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 これにつきましては暫定予算ということで、一応持ち寄りて来ていますので、そういう形でございます。

田中敏雄 議長 16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） じゃ各地区のそれぞれのその不納欠損を持ち寄って、ただ集めた金がこれになった、これから統一したルールづくりが始まるんだということで、そう理解していいんですね。

田中敏雄 議長 水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 はい、そうだと思います。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第4号を起立により採決いたします。本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第5、承認第5号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第5号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。産業経済部長。

阿部充 産業経済部長 承認第5号についてご説明いたします。

平成17年10月1日から、横手市は農業信用保証保険法により設立されております秋田県農業信用基金協会の会員となることについて、地方自治法第179条第1項の規定により10月1日付で専決処分したものでございます。

秋田県農業信用基金協会は、ご案内のように農業者が農業近代化資金、農業改良資金、それに就農支援資金等を借り入れる際、金融機関に対しまして債務の保証を行う機関であります。農業信用保証保険法の規定によりまして、地方公共団体も基金協会の会員となる資格を有しております。合併前の旧8市町村、農家経営支援の立場から、それぞれ秋田県農業信用基金協会の会員となっておりますが、今般の合併によりまして、旧8市町村の会員資格が自動的に喪失しております。そのため、新横手市が旧8市町村分の出資持ち分を小計しまして、10月1日から新たに信用基金協会の会員となったものでございます。また、地方公共団体が基金協会の会員になろうとするときは、これも農業信用保証保険法の定めによりまして、当該地方公共団体の議会の議決を要することになっておりまして、今般10月1日付で専決処分とさせていただいたものでございます。

なお、横手市が旧8市町村から小計しました出資口数、それから出資金額につきましては3,896口、1口1万円となっております。金額にして3,896万円となっております。

以上、よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第5号を起立により採決いたします。本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第6、承認第6号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました承認第6号についてご説明申し上げます。

本案は、横手市が保育を実施する児童に湯沢市立保育所を使用させることについての協議につきまして、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙、専決第6号のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき本議会の承認を求めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第6号を起立により採決いたします。本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第7、承認第7号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第7号については委員会の付託を省略する

ことに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました承認第7号についてご説明申し上げます。

本案は、横手市が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについての協議につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決第7号のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき本議会の承認を求めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしく願います。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第7号を起立により採決いたします。本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、承認第1号は承認することに決定いたしました。

承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第8、承認第8号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第8号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました承認第8号についてご説明申し上げます。

本案は、湯沢市が保育を実施する児童に横手市立保育所を使用させることについての協議について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決第8号のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき本議会の承認を求めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしく願います。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第8号を起立により採決いたします。本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、承認第8号は承認することに決定いたしました。

承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第9、承認第9号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第9号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました承認第9号についてご説明申し上げます。

本案は、羽後町が保育を実施する児童に横手市立保育所を使用させることについての協議について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決第9号のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき本議会の承認を求めようとするものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第9号を起立により採決いたします。本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】



田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、承認第9号は承認することに決定いたしました。

承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第15、承認第10号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第10号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第10号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました承認第10号についてご説明申し上げます。

本案は、東成瀬村が保育を実施する児童に横手市立保育所を使用させることについての協議につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決第10号のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき本議会の承認を求めようとするものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第10号を起立により採決いたします。本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、承認第10号は承認することに決定いたしました。

承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第11、承認第11号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第11号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第11号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました承認第11号についてご説明申し上げます。

本案は指定金融機関を指定することについてでありまして、地方自治法第235条第2項及び地方自治法施行令第168条第2項に基づきまして、横手市の指定金融機関を株式会社北都銀行と指定することで専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づきご承認をお願いするものであります。

なお、従来の8市町村の指定金融機関の内容であります。旧大雄村が秋田ふるさと農業協同組合でした。それ以外の7市町村は株式会社北都銀行でありました。指定金融機関の審査では、収入役会議を中心に審査をいたしまして、株式会社北都銀行とするのがよろしいということで、合併協議会の合意を得まして、10月1日専決処分したものであります。よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第11号を起立により採決いたします。本案は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、承認第11号は承認することに決定いたしました。

承認第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第12、承認第12号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第12号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、承認第12号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました承認第12号についてご説明申し上げます。

本案は、横手市の区域内の字の名称を変更することについて専決処分したものであります。  
内容をご説明申し上げます。

2枚目の裏側の方をごらんいただきたいと思います。

ここに変更した部分について記載してありますが、この中の変更がなかったのは旧大森町と旧山内村  
でありました。この変更後の全体の内容は、市民の皆さんにガイドブックで全体を説明しております。

以上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから承認第12号を起立により採決いたします。本案は承認することに賛成の議員の起立を求  
めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、承認第12号は承認することに決定いたしました。

議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第13、議案第1号横手市議会政務調査費の交付に関する条例を議題といたします。  
お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会  
の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第1号については委員会の付託を省略する  
ことに決定いたしました。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第1号横手市議会政務調査費の交付に関する  
条例についてご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第100条第13項及び第14項の規定に基づきまして、市議会議員の調査研究に資す  
るために必要な経費の一部を政務調査費として交付することを定めたものであります。

内容についてご説明申し上げます。

まず、第1条では、政務調査費は市議会議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として交付  
することを定めております。

第2条では、交付対象を横手市議会の議員の職にある者というふうに定めております。

第3条では、交付額及び交付の方法を定めておまして、交付額は月額1万円であります。交付方法は、年度交付予定額を一括で交付するということでもあります。

それから、第6条では収支報告書の提出について定めております。交付を受けた議員は、収支報告書を議長に提出しなければならないというふうになっております。

第8条では収支報告書の保存について定めておまして、提出期限の日から起算して5年を経過する日まで、議長は収支報告書を保存しなければならないというふうな内容になっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第1号横手市議会政務調査費の交付に関する条例を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第14、議案第2号横手市横手区自治区長設置条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第2号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第2号横手市横手区自治区長設置条例についてご説明申し上げます。

本案は、合併前の8市町村を区域とする地域自治区を設置することにつきまして、合併協議会で合意がなされました。その中で、旧横手市を除く7町村につきましては、地域自治区の設置に関する協議ということで、区長を置いて地域自治区を設置することが定められております。旧横手市の地域につきま

しては、先ほど専決処分を同意いただきましたが、地域自治区の設置に関する条例ということで、区長以外の部分は旧7町村の地域自治区設置に関する協議と同様の内容で条例を制定いたしました。区長の部分につきまして、今回条例を定めようとするものであります。

概要を説明申し上げます。

まず、第1条では、横手区に自治区長を置くことを規定しております。

第2条では、自治区長の設置期間は、地域自治区の設置に関する協議で定められております区長と同じ、平成22年3月31日までとしております。

なお、区長の任期は2年です。

第3条では、区長の選任について定めておまして、地域の行政運営に関しすぐれた識見を有する者のうちから市長が選任することとなっております。

第4条では、自治区長の権限について定めておまして、自治区長は地域自治区を代表する。それから、その地域の特性や資源を生かした独自性のある地域づくりをするために、市長に助言または意見具申する。それから、地域自治区内の公共団体等の緊密な連携を図って職務を執行するというふうな内容であります。

第5条では服務で、自治区長は常勤の特別職とする。これは地方公務員法第3条第3項の常勤特別職とするということでありませぬ。

以上ご説明申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。15番高橋大議員。

15番（高橋大議員） 自治区長についてなんですが、この区長という立場は市の職員からの兼務というか、内部昇格ということも可能なものなんでしょうか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 市長が区長を選任するわけでありませぬが、市長にどういう状況で選任するかということが定められてありますのはこういう内容です。地域の行政運営に関しすぐれた識見を有する者のうちからですから、今のように、例えば職員からだとか、職員以外からだとかという制約は一切ありません。

以上です。

田中敏雄 議長 15番高橋大議員。

15番（高橋大議員） 今、区長を次長という形で代行して業務が遂行されていると思うんですけれども、まず市政が誕生して1カ月半たつわけなんですが、区長がいなくて支障を来したと、今のところ業務に支障を来して困ったなというようなことがあったのかどうか、ご説明願ひませぬ。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 区長と地域局の次長は違ひませぬ。地域局の次長は事務職員ですが、区長は常勤の特別職の職員というふうになります。

今、新市が誕生してから1カ月半ぐらいなるわけですがけれども、現在のところは暫定予算を執行している内容でありますので、現在のところまで、区長が活躍する状況とか、そういう状況にはまだ体制がなっていませんので、今のところは区長がいるからどうだとか、いないから支障があるとかそういうことには、今のところはなっておりません。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかにございませんか。33番小笠原恒男議員。

33番（小笠原恒男議員） 第3条に、自治区長は市長が選任するとありますけれども、市長にお伺いしたいと思います。大体いつごろをめどにして自治区長の選任を考えているか、私見をお伺いしたいと思います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 今年いっぱい選任をいたしたいというふうなことで考えているところでございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかにございませんか。16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） なかなか今の部分の補足の部分で、市長は質問された部分しか答えてもらえなかったんですけれども、非常に住民にとっては興味のある事項でありまして、いつ、どういう人を、そういう部分の中で市長の公約の中でもある程度お聞きをしましたけれども、今、こういうふうに議会も市長もそろったと。その出発に当たって、人選に関しての市長のお考えをいま一度お聞きします。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 区長の要件と申しますか、これはこの条例に書いてあるとおりでございますが、ご案内のとおり、合併協議会の中でこの件は相当もんだ経緯がございます。ほとんどの方がご記憶あるうかと思いますが、その精神を十分踏まえながら決めなければいけないことかなと思っております。

したがって、この選任方については私なりに最大限の情報収集をいたしまして、また、地域の皆さんのお声も聞くことはもちろんでありますが、議員の皆さんの基本的な考え方もお聞きすることをいたしたいと思っておりますので、よろしくご指導お願いいたします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。3番佐藤功議員。

3番（佐藤功議員） この2条、22年までの任期だというふうに書いてありますけれども、ただしの条項、そのあとを削除する考えは、市長にはありませんか。再任を妨げないという字句を削除する考えは、提案者としてありませんか。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 このくだりは、自治区の設置期間を22年3月31日までとするということが一つと、当該任期は2年だということでありまして、そのあとにあります再任という部分は、任期の2年の部分の方をまた選ぶかどうかということのくだりだと思います。そういう意味では、選択肢としてこれを削

除する必要はないのではないかと考えております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。7番佐藤誠洋議員。

7番（佐藤誠洋議員） 4条の自治区長の権限についてお尋ねしたいんですけども、この文面を読むと、助言するとかと意見を申し上げるとこのことのようにですけども、実際その事業を行う場合ですと予算執行が行われるわけですが、この自治区長の権限の中には、予算についての権限というのは全くないというふうにとらえればよろしいんですか。その点はいかがですか。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 金額の決裁権限ですが、これは市の事務決裁規定にその権限を定めております。項目によっていろいろ違いますけれども、大きく言いますと、助役とほぼ同じ決裁権限であります。しかしながら、その決裁できる範囲は、地域自治区に関するものということになっておりますので、よろしく願いいたします。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） 多分この部分が非常に合併協でももめたと思うんですけども、その自治区に関しても、少なくとも我々も住民代表だと思っています。その中で、区長に関しては、やはり市長の専権事項で選ぶと、その地域をよく知っている人、こういう3条のくだりにあるとおりにあると。そういう中で、我々議員として行政の二重構造になってしまうおそれがあるのではないかと。要するに地域のことも我々が背負っている中で、逆に区長に対する陳情等も行わなければいけないような状況になっては非常に困るんだと。そういう部分の歯どめについての考えをお聞きしたい。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 まず、基本的に議会の権限と区長の権限は全く違いますので、議会の皆さんは議員としての、議会としての権限で行動されるわけですけども、自治区長の権限は、ここに定めているとおりでありまして、地域の皆さんと地域協議会や、あるいは今想定しております地区会議などを経まして、地域で主体的にその地域づくりする部分について、自治区の区長が中心になって進めるということであります。議会の皆さんは市全体の最終の判断をする権限を持っているものでありまして、想定としては議員の皆さんが区長に陳情するとかそういうものは想定していません。あくまでも住民の皆さんで十分お話し合いをしながら、区長を中心に地域づくりをしていただくということで、この自治区を設置したものであります。

以上です。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 関連して申し上げますと、この自治区の区長を設けることについて、合併協議会でいろいろあった経緯の中で、それぞれの8つの地域のそれぞれの首長がいなくなることに伴う、言ってみれば激変緩和をどういうふうにして、組織として担保するかという議論だったと思います。そういう意味で、その必要性が認められて合併協議会で設置することになったわけでありまして。そういう意味で

は、これが未来永劫続くものかどうかというのは、時の経過とともに判断しなければいけないわけですが、議員ご指摘のような議員の皆さん、あるいは地域住民の皆さんの行動の、あるいは活動の妨げになるものでは決してない。今、総務企画部長が答弁したとおりでございますので、私もそのように思っている次第であります。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第2号横手市横手区自治区長設置条例を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立多数であります。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第15、議案第3号横手市斎場設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第3号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第3号横手市斎場設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、旧東部斎場の老朽化に伴いまして、隣接地に改築工事を進めておりました新東部斎場も11月17日に竣工式を迎える運びとなりました。11月18日より供用の方を開始したいと考えております。それに伴います条例の一部改正でございます。

改正内容でございますが、第2条第1項第1号の横手市東部斎場の設置場所を横手市前郷字元判場76番地から横手市前郷字元判場47番地の1に改めようとするものでございます。

附則では、施行期日を定めております。



以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。10番近江湖静議員。

10番（近江湖静議員） 東部の新斎場の設置場所については問いただすところ、問答無用であります。関連して2点ほどお尋ねをしておきます。

1点は、旧横手市の中でも課題になりました旧斎場の有効活用、一定の方向は出されております。ペットの焼却炉、そして民間に貸与あるいは払い下げをしようと、そういう方向でありますけれども、大分なっておりますので、具体的に進捗状況についてお尋ねをしておきます。

いま1点は駐車場の関係であります。あさってが竣工式と案内をもらいました。第1駐車場といいですか、立派にできております。第2駐車場の方については、豪華な看板が設置をされておりますけれども、白線のラインが全くない。やはりこういう時期にはしっかり駐車場も、看板と同じようにラインを引くべきではないかと思っておりますので、その点についてお尋ねをします。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 古くなった斎場につきましては、当初解体の方向で考えておまして、予算の方も1,300万円計上させていただいております。ただ議員がおっしゃるとおり、市民の方々からペットの斎場、ペットの霊場というものをちょっと考えてもらえないかという、そういう要望がたくさんありまして、それについては、今年に入ってからかなり具体的に検討をさせていただいております。ただ問題点は、設置主体をどこにするのか、それから運営主体をどこにするか。民間で考えてはおったんですが、そこら辺のところの詰めがまだ完全ではございません。これからも鋭意検討をしてみたいと、そういうふうに思っております。

それから、駐車場につきましては、一応新しい駐車場で120台確保はできているわけなんです。利用者の皆さん方にそういう駐車場の利用方についてご不便のないよう、それについてはこれからも対応してまいりたい、そういうふうに考えております。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 10番近江湖静議員。

10番（近江湖静議員） 駐車場の関係ですが、第2駐車場の方について、予算がなくてラインを引かないのか、そのまま放置しているのか、ああいう内容だとすれば、せつかくの竣工式についてもちょっとやはりイメージダウンになるような気がしますので、早急にラインを引く計画があるのかどうか。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 駐車場に関しましては、先ほども申し上げましたように利用者の方々にご不便のないよう、その対応についてはこれから慎重に対応してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。33番小笠原恒男議員。

33番（小笠原恒男議員） 今の関連ですけれども、ペット斎場を民間にというようなお話でしたけれども、その中には、指定管理者制度みたいなものも取り入れるようなお考えがあるかどうか、そこら辺

のところもちょっと教えていただければ幸いです。

田中敏雄 議長 福祉環境部長。

佐々木久雄 福祉環境部長 当然のことながら、旧東部斎場の利活用については、かなりそれなりのアイデアを出していただける、要するにプロポーザル方式まではいかないかもわかりませんが、それなりの利活用を示していただける方に、まずペット斎場の運営の方をお願いしたいという考えでございますので、その中で、方式としては指定管理者制度等も視野に入れていくものであるというふうに考えております。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第16、議案第4号横手市平鹿町里見財産区管理条例を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第4号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 議案第4号についてご説明申し上げます。

昭和32年に制定されております平鹿町里見財産区管理条例は、10月1日合併時に暫定施行され、合併前の財産委員会と委員会委員が新市にそのまま引き継がれております。しかしながら、委員会委員の任期が来る平成17年12月2日までとなっております。そのため新市における新たな条例による財産区委員会の設置及び委員会委員の選任が必要になることから、地方自治法第296条の2第1項及び第296条の4第1項の規定により、横手市平鹿町里見財産区管理条例を制定するものであります。

なお、暫定施行しています平鹿町里見財産区管理会条例は廃止するものであります。また、ほかに暫定施行されております平鹿町醍醐財産区、雄物川町里見財産区、雄物川町福地財産区の管理会条例についてもそれぞれの管理会の委員の任期に合わせまして、今後新たな条例を制定する予定であります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11時40分 休憩

午後 1時10分 再開

田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第17、議案第5号平成17年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計への繰り入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第5号平成17年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計への繰り入れについてご説明申し上げます。

平成17年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計は、簡易水道事業推進のため平成17年度横手市一般

会計から1,891万8,000円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定によりまして議会の議決を得ようとするものでございます。よろしくお願いいいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第18、議案第6号平成17年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰り入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第6号平成17年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰り入れについてご説明申し上げます。

平成17年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計は、簡易水道事業推進のため平成17年度横手市一般会計から2,447万7,000円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定によりまして議会の議決を得ようとするものでございます。よろしくお願いいいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第19、議案第7号平成17年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計への繰り入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第7号平成17年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計への繰り入れについてご説明申し上げます。

平成17年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計は、簡易水道事業推進のため平成17年度横手市一般会計から1,228万円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定によりまして議会の議決を得ようとするものでございます。よろしくお願いいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第7号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第20、議案第8号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計への繰り入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第8号平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計への繰り入れについてご説明申し上げます。

平成17年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計は、簡易水道事業推進のため平成17年度横手市一般会計から1,980万円以内を繰り入れることにつきまして、地方財政法第6条の規定によりまして議会の議決を得ようとするものでございます。よろしくお願ひいたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第8号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第21、議案第9号平成17年度横手市下水道事業特別会計への繰り入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第9号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第9号平成17年度横手市下水道事業特別会計への繰り入れについてご説明申し上げます。

平成17年度横手市下水道事業特別会計は、下水道事業推進のため平成17年度横手市一般会計から7億5,949万5,000円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定によりまして議会の議決を得ようとするものでございます。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第22、議案第10号平成17年度横手市集落排水事業特別会計への繰り入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第10号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第10号平成17年度横手市集落排水事業特別会計への繰り入れについてご説明申し上げます。

平成17年度横手市集落排水事業特別会計は、集落排水事業推進のため平成17年度横手市一般会計から9,507万8,000円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定によりまして議会の議決を得ようとするものでございます。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第10号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第23、議案第11号平成17年度横手市水道事業会計への繰り入れについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第11号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。水道部長。

田口春久 水道部長併上下水道部長 ただいま議題となりました議案第11号平成17年度横手市水道事業会計への繰り入れについてご説明申し上げます。

平成17年度横手市水道事業会計は、水道事業推進のため平成17年度横手市一般会計から4億7,409万9,000円以内を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定によりまして議会の議決を求めようとするものでございます。よろしくお願いたします。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第11号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

田中敏雄 議長 日程第24、議案第12号平成17年度横手市一般会計予算を議題といたします。

お諮りいたします。



ただいま議題となっております議案第12号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第12号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第12号平成17年度横手市一般会計予算についてご説明いたします。

本予算は新市の当初予算に相当することから、次の4つの点を基本として編成したところでございます。

第1点は、新市建設計画が目指す将来像、豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市の実現に向けた予算とすること。第2点は、旧市町村の未執行額を持ち寄ったものを基本として、旧市町村からの引き継ぎ事業の着実な進捗を図ること。第3点は、合併にかかわる項目の調整を行った上で、合併協定項目の確実な反映を行うこと。第4点は、早期に着手が必要な政策的経費を計上するというところでございます。

それでは、予算の内容についてご説明いたしますので、予算書(その1)一般会計予算の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算では、その総額を330億5,019万4,000円に定めようとするものでございます。

第2条であります、継続費の経費の総額及び年割額を定めようとするものですが、10ページをごらんいただきたいと思います。

第2表、継続費にございますように、川西保育所改築工事について定めようとするものでございます。

次に、第3条であります、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、11ページから26ページにございます第3表、債務負担行為のとおり定めようとするものでございます。これは、旧市町村から引き継がれたもの218件に、26ページの下から2段目にございます平成17年度地域福祉施設建設借上償還補助を新たに追加して定めようとするものでございます。この新たに設定いたしました債務負担行為は、介護保険第3期の重点でございます介護予防と地域密着型サービスを提供するため、市町村整備計画に基づいて施設を整備しようとする社会福祉法人に対して補助を行うためのものでございます。

第4条では、地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を27ページにございますように第4表地方債のとおり、住民情報システム統合事業ほか44件について定めようとするものでございます。

2ページに戻っていただきまして、第5条では、一時借入金の借り入れ限度額を80億円に定めようとするものでございます。

最後に第6条ですが、職員の人件費につきましては、同一款内で各項の間で流用ができる旨を定めようとするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算の概要についてご説明申し上げたいと思いますので、31ページをごらんいただきたいと思います。

歳入歳出予算事項別明細書の歳入でございますが、基本的には各旧市町村の未収入額を持ち寄ったものですが、主なものをご説明いたします。

まず、1款の市税に旧市町村の未収入分として35億1,165万4,000円を計上しております。

次に、10款の地方交付税では59億7,505万1,000円を計上しておりますが、このうち普通交付税は47億5,430万2,000円、特別交付税は12億2,074万9,000円でございます。

18款の繰入金には、34億2,356万6,000円を計上しております。

この詳細につきましては、69ページをごらんいただきたいと思います。

基金繰入金のうち財政調整基金から30億690万9,000円を、減債基金から3億7,561万6,000円を繰り入れております。

次に、31ページに戻りまして、19款の諸収入に55億937万6,000円を計上しております。この中には、旧市町村の打ち切り決算に伴う歳計剰余金25億9,581万8,000円と、打ち切り決算に伴い一般会計から特別会計へ振り替えて使用した繰り替え運用額の返済金14億5,409万2,000円が含まれております。

20款の市債には、旧市町村と広域市町村圏組合の市債をそのまま引き継ぎまして、70億8,050万円を計上しております。

続きまして、歳出でございますが、次の32ページをお開きください。

各款ごとの予算額はこの表のとおりでございますが、具体的な内容につきまして、合併協定項目や新規に予算化されました事業についてご説明申し上げます。

初めに、79ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、3目広報費に市報印刷として2,625万5,000円を計上しております。これは、市報の印刷、発行にかかわる経費ですが、市報全市版の強化と地域局版の発行にかかわる経費として、各市町村の持ち寄り額に825万2,000円を新規に計上しております。

続きまして、95ページを開いていただきたいと思います。

同じく総務費4項選挙費、7目に横手市農業委員会委員一般選挙費として4,408万4,000円を計上しております。これは、平成18年3月に実施される予定の農業委員会委員一般選挙に要する経費でございます。

続きまして、101ページをお開き願いたいと思います。

3款民生費、1項社会福祉費、5目高齢者福祉費に地域福祉施設建設借り入れ償還補助金として7,856万9,000円を計上しておりますが、この中には地域介護福祉空間整備事業として、介護予防と地域密着型サービスを提供するため、市町村整備計画に基づいて施設を整備しようとする社会福祉法人に対

して行う現年度分の補助金3,750万円が含まれております。今年度は国庫補助金を一般会計を經由してそのまま社会福祉法人に補助するものでございます。

続きまして、103ページをお開き願いたいと思います。

同じく6目医療給付費でございますが、次のページの104ページに福祉医療給付費単独分として、3,387万9,000円を計上しております。これは、乳幼児福祉医療費の所得制限の廃止を全市的に広げるための経費として、1,136万9,000円が含まれております。

次に、105ページでございますが、8目国民健康保険費に国民健康保険高額療養費貸付事業として5,131万6,000円を計上しております。これは、高額療養費の90%までを無利子で貸し付けるために要する経費で、この事業を全市的に拡大するために2,100万円を追加して計上しております。

続きまして、107ページをお開き願いたいと思います。

同じく民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございますが、次のページの108ページの中段より下のところでございますが、出産祝い金支給事業としまして2,078万円を計上しております。これは、第1子に2万円、第2子に5万円、第3子以降の子供さんに対しまして10万円の出産祝い金を支給するための経費でございます。

次に、111ページをお開き願いたいと思います。

同じく民生費、3項生活保護費の2目に扶助費として5億4,199万円を計上しております。これは、県から移管されました旧市町村分の生活保護費2億1,403万1,000円を新たに追加して計上しております。

続きまして、140ページをお開き願いたいと思います。

7款商工費、1項商工費、3目観光費に観光費計上分として840万4,000円を計上しております。この中には、新市全体の観光パンフレット作成にかかわる経費387万円が含まれております。

続きまして、146ページをお願い申し上げます。

8款土木費、2項道路橋梁費、6目雪対策費に除雪費として5億6,393万2,000円を計上しております。この中には除雪オペレーターの2人体制を初め、除雪強化にかかわる増額分として8,582万1,000円を加算して計上しております。

最後になりますが、189ページをお開き願いたいと思います。

10款教育費でございます。5項保健体育費、4項学校給食費でございますが、192ページの方をお願い申し上げます。

学校給食センター調理器具更新事業といたしまして、1,034万3,000円を計上しておりますが、これは調理器具にアスベストが使用されていることがわかりました。増田学校給食センターと十文字学校給食センターの調理器具を更新するための経費でございます。

ページが前後してわかりづらかったかと思いますが、以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。1番立身万千子議員。

1番（立身万千子議員） 私は、総務費の、ページで言うと82ページなんですが、総務管理費のことについて、本来ならば定例議会で質問すべきことですが、12月では間に合いませんので、今質問させていただきます。

男女共同参画社会推進事業についてです。118万円計上されておりますが、前の旧横手市でいえば、過去5年間の事業の活動をまとめるための総括版を作成するというお返事をいただきまして、それが17年度中に総括版をつくるということでしたが、費用はこれを充当するのかどうか。というのは、これは旧8市町村の男女共同参画事業をすべてここに計上したものだというふうに受けとめておりますが、山内村さんのいぶきの会さん初めとして、雄物川町さん、平鹿町さん、いろいろさまざま取り組んで、長年頑張っていたらっしゃいました。その活動を補助するための予算もこの中に含まれているとするならば、このお金を3月までにどのように使うのか。そして、少なくとも18年度に向けて土台をつくるべきときでありますから、この事業の内容をぜひ教えていただきたいということをお願いいたします。

田中敏雄 議長 総務企画部長。

鈴木信好 総務企画部長 この111万8,000円の内容であります。ただいま申されました総括の部分、それからそのほかに平鹿、山内、大森、大雄などで事業を行おうとしているものが含まれておりまして、基本的に、それぞれの市町村で17年度中に実施しようとするものを3月までにしっかり実施していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。16番齋藤光司議員。

16番（齋藤光司議員） 個別のやつについては、やはり今言ったとおり、これはまとめたばかりだから無理があると思いますので、ただ一つだけ今回スタートに当たって聞いておかなければいけない、これは合併協の中でも審議があった。要するに留保財源として各町が標準財政基準の5%をまず持ち寄るんだと、そういう努力項目があったはずであります。そういう中で、現実に今スタートに当たってそれが守られたのかどうか。また、数字的にはどうなのか。そこがなければ、これから新年度予算についてもさまざまな問題が出てこようかと思えます。まず、その部分を教えていただきたい。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 ご質問の基金につきましては、合併前にルールを定めまして、残高の確保に努めてまいったところであります。合併時におきましては、旧広域市町村圏組合の基金を除く各旧市町村の財政調整基金、減債基金、その他目的基金、土地開発基金の現金部分、その17年度末現在見込みは25億8,564万9,000円となっております。各市町村とも、いわゆる5%目標はクリアされておるものと思えます。

具体的に申し上げますと、各旧市町村名で旧横手市178.6%、旧増田町188.6%、旧平鹿町200.1%、旧雄物川町171.6%、旧大森町243.1%、旧十文字町185.1%、旧山内村197.4%、旧大雄村168.3%、以上のとおりとなっております。

田中敏雄 議長 ほかに。25番石山米男議員。

25番（石山米男議員） 1つ目は、財務部長さんの今後の感想なんですけれども、先ほど4つの観点から、財政の状況をつぶさに見ながら今後の予算編成に反映させていきたい、そういう抱負が出されました。今回初めて編成された短期間の予算でありますけれども、この状況を見て、大変明るい希望が持てるような内容になったのか、あるいはなかなか大変だなというような状況か、ナスビにしわがよるような状況なのか、その辺の感想をひとつお聞かせ願いたい。それによっては、我々の展望も大きくまた違って来るわけありますので、どうぞひとつ本音を聞かせていただきたいというふうに思います。

それが1つと、それから私も今回の選挙でいろいろ回って歩きましたけれども、除雪に対する要望とあります。心配がかなりあります。これは市長さんの新聞記事にも出てきましたけれども、今回8,000万円くらい大きく増やすということでよかったんですけれども、これらについていろいろ、きょうは具体的には言いませんけれども、まだまだ要望が出てきた場合は、遅滞のないように親切に対応していただきたいなというふうに思います。これは要望であります。

それから、乳幼児の関係につきましては、これは所得制限を廃止するというので、これは市長の英断だと私は思います。それと、新生児の祝い金、これも2万円、5万円、10万円、合併に至るまでかなり論議されたものでありますけれども、これらについてもいち早く、本来でありますと年度の途中であります。そういう時期にこの予算を計上したということは、私は大変当局の努力を認めていきたいというふうに思います。

あとは、我が増田のことでありまして大変恐縮でありますけれども、アスベストの関係で給食センターが今休んでおりますけれども、これらについても時を移さず対応していただいたということについては、私は地元の議員としてお礼を申し上げたいと思いますし、ここだけではなくて、こういう面で地域全体、足並みをそろえて発展できるように、これからもひとつ特段のご要望を申し上げたいというふうに思います。

終わります。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 このたびの本予算の編成に当たりましては、まず基本は旧市町村の持ち寄り予算だと、そういうことでありまして、新たに急に必要となった施策的部分が三、四件入っておりますので、先ほど申し上げました4つの点につきましては、今後、12月補正、18年度予算編成、順次生かしていきたいと、そのように考えております。

ただ、平成17年度各市町村の当初予算で基金の取り崩し額が約46億円、莫大な取り崩しがされております。それで、先ほど基金の残高約25億円と申し上げましたが、その中には目的基金が含まれております。それで、いわゆる一般財調基金が17年度末は約16億円ぐらいの予定でございます。それをかんがみますと、大変厳しい財政運営が待ち受けておるものと考えております。しかしながら、鋭意工夫しながら市民のために予算編成していかなければならないものと、そう思っております。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。10番近江湖静議員。

10番（近江湖静議員） 1点だけ聞いておきたいと思えますけれども、ただいま25番議員の方からも出されました除雪対策費の関係であります。明日明日冬將軍は間違いなくやってきますけれども、やはり旧横手市の方が一番悪いと、そういうような合併協議会でも話がありました。それで、具体的にオペ体制を2人制にして8,521万1,000円ですか、これが大きな目玉になっておるようでありますし、新聞でも見出しに上がっております。具体的に、現状の除雪体制をどう改善、改良になるのかと、オペレーター2人体制ということは直営者もあるし、委託業者もあると、そういうことで明日明日の問題になりますので、そして一番市民の皆さんが困っていることは除雪対策です。まず、8,521万円の体制になってどう改善、改良されるのか教えてください。

田中敏雄 議長 建設部長。

佐藤賢一 建設部長 お答えを申し上げたいと思います。

新市の除雪体制については、安全を最大の基本にしながら、2人乗り体制を基本にしようということで、合併の中でも決定をいただいたところであります。私どももその決定を受けながら、今冬からそういう体制でいこうということで、実は2人乗りに必要な人員を募集いたしました。数値から申し上げますと、現在、直営のオペレーターの数というのは173名いるわけですが、2人乗りに必要な人員というのは、およそ65名くらい必要だという試算をいたしました。早速各地域ごとに募集をしたんでありますが、現在のところ40数名の応募をいただいています。ですから、私どもが必要とする人数には若干足りないわけですので、これについては今もいろいろ情報をもらいながら、何とか満足できるようにしたいなということで、今進めているところであります。そのことが一つであります。

それから、地域によって除雪の状況が悪いのではないかという、特に旧横手市が他の市町村との比較でというお話だったろうと思うんでありますが、これらについては、これまで何度か各地域局の担当課長会議、担当者会議等々を重ねてまいったところであります。その調整の中では、1つは市と県とで相互乗り入れの調整を新たに行いました。さらには、旧市町村ごとの境の部分の相互乗り入れをしようということで、それについても担当者の中で調整を図ったところであります。今週末にさらにまた、担当者会議等々を開きながら最終的な体制をつくっていきたいというふうに思っていますが、いずれ最大の基本は、現在のこれまでのサービス水準を絶対に落とさない、より一層充実させるということを基本に今頑張っているところですので、議員のおっしゃることをしっかり受けとめながら、この後に反映してまいりたいというふうに思っています。

ありがとうございました。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。28番佐々木誠議員。

28番（佐々木誠議員） 先ほどの説明の中で、調理器具の中にアスベストがあるから、かえたいという話がありましたので、その調理器具の内容についてお尋ねいたします。

また、その器具はどのような形で購入されたのか、それから購入に当たり、県か何かの指導があった

のかどうか、それもお尋ねしたいと思います。

田中敏雄 議長 教育次長。

小野順一 教育次長兼中央図書館長 それでは、増田学校給食センターと十文字の点についてご説明申し上げます。

調理器具にアスベストが使われていたということで、直ちに安全性を考慮しながら、その器具を中止したところであります。その使われていた器具でありますけれども、増田学校給食センターでは、全面的にアスベストが使われている器具であったということでもあります。ガス回転がまが3台、それから電気式の食器消毒保管器が4台、ガス連続魚焼き器が1台、ガスのブースターが4台、フライヤーということで、全部がアスベストを使っている調理器具であったということで、全面的にこれは使用禁止しようということでありました。

この器具については、昭和61年8月に製造していたということで、これについてはアスベストが使用されている器具ですよというふうなことで指定を受けまして、直ちに中止しておったところであります。

それから、十文字町につきましてはガス回転がまでありまして、8台のうち3台、このアスベスト使用の一部であったということでもありますので、増田については全面新たにして、十文字については、残り5台がありましたので、それに対応していたということでもあります。

それで、その間増田については、横手と雄物川の方で余力がありましたので、子供たちあるいは生徒については給食をとめないでそのまま継続しておったということでもありますし、十文字さんについては、残りの分で子供たち、生徒に対応ができたということで、これまで来ております。ただ、これから冬場におきましては、ちょっと横手、雄物川から搬送あるいは調理するにも時間がかかるしというふうなことで、それらを冬期間内に入れかえ作業をしまして、それを直して、子供たちあるいは生徒のために学校給食を整備していこうというようになったものでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。3番佐藤功議員。

3番（佐藤功議員） 出産祝い金についてお伺いしますけれども、考え方について。今の介護保険が始まる前には、施設に入っているお年寄りには1人36万5,000円ぐらいの国庫措置費という形でお年寄りには大変手厚くなっておりました。その後介護保険ができて、今みたいな状況になっておるわけですが、少子化対策について、やはりまだまだ方法が足りないのではないかなというふうに私は思います。出産祝い金でもいいし、あるいは一部条例改正の中から、お産が健康保険が適用になるような条例のつくり方、これは全国いろいろなところでやはりやっていますので、思い切ったそういう、例えば若いから子供が産める。しかし若いから日本の場合には収入が少ない。しかも一定の基準を超えると保育料は直ちに5万円、家賃が5万円、保育料が5万円。ととてもとてもこれでは2人、3人の子供が産めるというような状況下にはないわけですので、この予算がきょう通った後、間もなく来年度の予算編成に

入るだろうと思いますので、市長の基本的な考え方、少子化対策に対する、今話したようなことも含めて、ちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

田中敏雄 議長 市長。

五十嵐忠悦 市長 ご指摘ございましたお子さんに対する給付の話でありますけれども、ご記憶ある方も多いと思いますが、これについては合併協議会で相当な経緯がございました。相当な経緯があった中で、合意されてスタートするわけでありますので、これをやっておられない元の市町村の方々には、なかなかなじみがたい部分はやはりあるのかなというふうに、私は率直に思っております。

そのことはそのことといたしましても、やはりトータルで子育て支援というのは考えていかなければならない。それは子育て支援政策だけではなくて、そのほかの環境整備も含めた、あるいは男女共同参画の推進も含めたトータルな政策でなければいけないというふうに思っている次第でございますので、その辺のところ、このような給付事業がどの程度の反響を持つものなのか、新たに取り組む地域もあるわけでありますので、その辺のご意見はよく伺いながら、重点政策として位置づけて考えてまいりたいと思っている次第でございます。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。31番柿崎実議員。

31番（柿崎実議員） 1点だけお伺いいたします。

教育費の5項保健体育費、4目の学校給食の最後の方でありますけれども、192ページに記載されておりますが、給食センターの建設事業費2,000円ということで金額が載っているわけでありますが、これは、基本的に本格的には新年度、18年度事業として建設事業が展開されると思っておりますが、あえてこの17年度に予算化をしたという背景と、考え方と、それからどこの地域の給食センターをまず重点的に建設しようとするのか、この点についてお伺いしておきたいと思っております。

田中敏雄 議長 教育長。

大和谷弘 教育長 今、これ2,000円というところの質問だったと思います。給食センターの建設については、生徒減ということもこれから考えていかなければいけないことですし、旧市町村の中でも生徒がどんどん減っておりますし、今回の増田、それから十文字の給食を廃止することなく、中止することなく供給できたというのは、それぞれの市町村で持っているキャパシティがあったからこそだと思います。これからは減っていきますので、生徒数の減も考えてやっていくというその調査をしていくためのものだと思っておりますので、ご理解ください。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。24番高橋勝義議員。

24番（高橋勝義議員） 財政的な見地から一つお伺いしたいんですけれども、我々は三位一体改革で交付金がどんどん減ってきた。そういうことで合併ということが始まったわけなんですけれども、極端な話をすれば、今まで定数が、145名が34名になった。各市町村長が8名いたのが1名になった。もちろんこれから助役、収入役などの関係から大きな削減になるわけであります。今回の短い期間の予算で



ありますけれども、驚いたことに市債が物すごく多い。70億円もある。まして公債費が40億円もある。こういう状況で、先ほど25番議員さんも財政的な見地からどうしたことだと質問がありました。将来的に、本当にこのままの状況で新しい予算、新年度予算がまた借金財政なのか。例えば、このままでいけば市債残高はどのくらいになるのか、あるいは公債費がどのくらいになっているのか、非常に心配な状況であります。今回、70億円の市債なんですけれども、やはり短期間でこれだけの借金をしなければできなかったのかなと、そう思います。

こういう見地から、先ほどもちょっと触れましたけれども、将来的な財政的な見地からは、非常に疑問というか不安なこともいっぱいあります。せっかく行政のリストラが今回行われたわけでありまして、そういう面から将来的な財政運営について、ひとつお答え願いたいと、こう思います。

田中敏雄 議長 財務部長。

高橋健幸 財務部長 おっしゃいますとおり、今回の合併によりまして、特別職等の人件費の削減3億五、六千万円ございます。そして、市債も各町村の持ち寄り市債ということで約70億円、多額になっております。18年度予算については市債の極力削減、少なくとも償還元金以内におさめようと、そのような方針で臨みたい考えでございます。

それから三位一体の改革、まだ多分、そろそろ結論が出るものと思いますが、完全なる三位一体の改革が叫ばれておりますが、それに見合うような完全なる税源移譲をつけた三位一体改革でなければならぬと考えております。その点につきましても、極力訴えていく必要があるのではないかと、そのように思います。しかしながら、先々の財政を考えますと大変厳しいものが予想されます。これを解消するためには、まず事業の費用対効果、こちら側からの費用対効果の検証でなくて、市民をも巻き込んだ事業の効果性の検証、それがまず大切なのではないかと、そのように思います。

そのようにコスト削減を図りながら、これからの財政運営をしていかなければならないものと、そう考えております。もちろん議員ばかりでなくて、職員の人件費の削減、経常経費の削減、もちろん大切なことではあります、そのように考えております。

以上であります。

田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第12号平成17年度横手市一般会計予算を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

散会の宣告

田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明11月16日は午前10時より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時07分 散 会

